

==== 公布された条例のあらまし ====

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

証券取引法の一部改正により信託の受益権が有価証券とみなされること等に伴い、関係条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次のとおり関係する条例について所要の規定の整備を行う。

ア 政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例	(ア) 議員が作成する資産等報告書の資産等の区分のうち、有価証券に含まれることとなった金銭信託を削る。 (イ) 条文中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。
イ 政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例	(ア) 知事が作成する資産等報告書の資産等の区分のうち、有価証券に含まれることとなった金銭信託を削る。 (イ) 条文中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

(2) 施行期日は、平成19年9月30日とする。

郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

郵政民営化法等の施行に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 郵政民営化法等の施行に伴い、次のとおり関係する条例について所要の規定の整備を行う。

改正する条例	改正の内容
ア 政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例	条例中「郵便貯金」を削る。
イ 鳥取県議会情報公開条例	条例中「日本郵政公社」を削る。
ウ 政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例	条例中「郵便貯金」を削る。
エ 鳥取県個人情報保護条例	条例中「日本郵政公社」を削る。
オ 鳥取県情報公開条例	条例中「日本郵政公社」を削る。
カ 鳥取県税条例	納税者による徴収金の納付先及び特別徴収義務者による納入金の納入先から郵便局を削る。
キ 風致地区内における建築等の規制に関する条例	条例中「日本郵政公社」を削る。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成19年10月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

温泉法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 本人確認情報を利用することができる事務として温泉法による温泉成分分析施設の登録事務を定めた規定中当該事務の根拠となる温泉法の条項を改める。

(2) 施行期日は、平成19年10月20日とする。